

第 3 号議案

宮城県指定文化財の指定について

別紙文化財について、文化財保護条例(昭和50年12月25日条例第49号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により、宮城県指定文化財に指定する。

令和2年2月7日提出

宮城県教育委員会教育長 伊東 昭代

(別紙)

有形文化財（考古資料）の指定（第3条第1項関係）

名 称	員数	文化財の所在地	所有者
弩機 伊治城跡出土	1点	栗原市築館字城生野大堀三番地	栗原市

無形民俗文化財（風俗慣習）の指定（第22条第1項関係）

名 称	文化財の所在地	保護団体
若宮八幡神社の湯花行事	大崎市三本木新沼若宮	若宮八幡神社

文 審 第 19 号

令和 2年 1月16日

宮城県教育委員会教育長 殿

宮城県文化財保護審議会

会 長 永 広 昌



県指定文化財の指定について（答申）

令和2年1月14日付け文第2598号で諮問のありましたこのことについては、別紙
のとおりです。



答 申 書

県指定文化財の指定について

弩機 伊治城跡出土 1点

長軸 七〇ミリメートル，短軸 四五ミリメートル，高さ 五三ミリメートル

伊治城は，神護景雲元年（767）に律令政府が東北統治の拠点の一つとして設置した城柵で，現在の栗原市築館城生野に所在する。本資料は，伊治城跡 SI491 堅穴建物跡床面から出土した古代武器・弩の発射装置「機」である。

弩は弓と機を臂に取り付けた構造であり，このうち機は「牙」「望山」「懸刀」「牛」「郭」「栓塞」の各部からなる。本資料は，それら各部を留めるピンの一部の欠損を除くと完形である。法量から兵士の携行用とみられ，8世紀後半の律令政府の最前線拠点だった伊治城に所属する弩手の武器と考えられる。

本資料以外の国内出土の弩はすべて臂で，祭祀用木製具と元寇の際に元軍が使用したものに限られる。発見から約20年が経過した現在においても，国内で出土した弩機としては，本資料が初例かつ唯一であり，文献でのみ知られていた弩の存在を証明し，中国出土の弩機と構造が共通した実戦用の武器であることを示したものとして，学術的並びに歴史的価値が高い。

以上のことから，伊治城跡出土の弩機は本県にとって貴重であり，宮城県指定有形文化財（考古資料）に指定することが適当である。

答 申 書

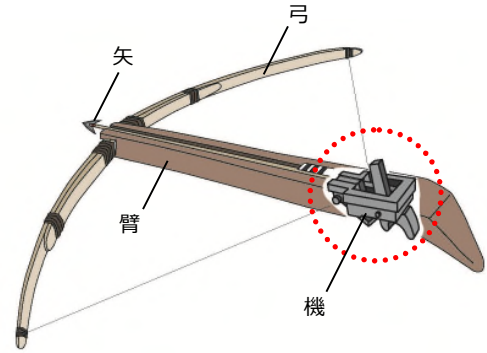
県指定文化財の指定について

若宮八幡神社の湯花行事

若宮八幡神社の湯花行事は、大崎市三本木新沼地区で毎年旧暦9月18日の夜に行われる湯立の行事である。同地区の安寧を願う大釜と家単位で奉納する羽釜が参道にならべて置かれ、白装束の神職がこれら一つ一つに対して湯笹を浸けて湯を振りまく。釜の奉納者はこの傍らで湯を浴びたのち、白装束の神職の腰を抱いて釜から引き離し、「ケンザ」と呼ばれる神職に正対させる。これを受けてケンザは白装束の神職に向かって祈願を唱える。これをすべての釜に対して行う。白装束の神職が振りまく湯は花に見立てられ、奉納者はこれを浴びることで無病息災になると考えられている。

湯花行事は我が国の祭礼の一つのあり方を伝えるもので、若宮八幡神社においては文献によりその歴史を近世まで遡ることが可能であり、時代的な変容はありながらも大枠において古式を遺していることが確認できる。現在でも旧暦で開催されており、加えて家単位で釜の奉納が続けられるなど地域的な特徴もよく示す。行事に用いられた湯笹や木杭が各家の厄除けのために飾られており、本行事が地域住民により今日まで伝承されている点も評価できる。

以上のことから、若宮八幡神社の湯花行事は本県にとって貴重であり、宮城県指定無形民俗文化財（風俗慣習）に指定することが適当である。



どき いじじょうあとしゅつど
弩機 伊治城跡出土



わかみやはちまんじんじゃ ゆのはなぎょうじ
若宮八幡神社の湯花行事